

(空き家を売りたい・貸したい方向け：PR用)

～空き家と一緒に農地を売買・貸借したい方へ～

平成27年4月1日より、 農地法第3条の下限面積を一部引き下げます。

大台町農業委員会は、平成27年4月1日より、
空き家に付随する農地を空き家とともに取得する場合であって、各種条件を満たす場合、
農地法第3条による下限面積要件（※）を1アールまで引き下げます。

家屋と独立した売買や貸借が難しい空き家付き農地について、下限面積を引き下げることで、
空き家の有効活用を促し、新規就農者の確保や遊休農地の解消につなげることが目的です。



※ 農地法第3条による下限面積要件とは？

農地の売買や貸借などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要であり、
許可要件の一つに、「**下限面積要件**」があります。

下限面積要件とは、耕作する農地面積が小さいと生産性が低く、農業が安定的に行われなことが
想定されることから、農地を一定以上耕作しない場合は許可ができない（農地を買ったり借り
たりできない）とするものです。

詳細につきましては、こちらまでお問い合わせください。

- | | | |
|-------------------|----------|---------------|
| ○空き家つき農地の売買・貸借のこと | 大台町役場産業課 | (82-3786) |
| ○大台町空き家バンク制度のこと | 〃 | 企画課 (82-3782) |